

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [過労死と労災](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

過労死と労災

過労死と労災

厚生労働省では、「過労死とは、過度な労働負担が誘因となって、高血圧や動脈硬化などの基礎疾患が悪化し、脳血管疾患や虚血性心疾患、急性心不全などを発症し、永久的労働不能または死に至った状態をいう」と定義づけています。

この疾患は、加齢や日常の生活要因と考えられる「飲酒」「喫煙」などによって発症する場合もありますが、その発症が業務に起因している場合には、私病ではなく「業務上の疾病」として労災の保険給付の対象となります。

2001年12月、厚生労働省は、過労死救済のため、過労死基準の緩和をしました。これまで「発症直前か、発症前1週間の仕事が過重かどうかのほか、1週間より前の勤務状況も総合的に判断する」としていましたが、新基準では「発症前6ヶ月の疲労の蓄積も判断材料に加える」として認定基準の緩和を打ち出しました。

このため、長期にわたる不規則勤務やストレスが蓄積した場合も過労死として認められました。

過労死の要因として、①長時間勤務、②交代制や深夜勤務、③出張が多いなどを挙げています。

過労死の数値基準として、最も重要な要素である労働時間については、時間外労働が、①発症前、1ヶ月間に100時間を超える。②発症前2~6ヶ月間、1ヶ月当たり80時間を超えるといった場合には、業務と発症との因果関係が強いと判断されます。また、発症前1~6ヶ月間、1ヶ月当たり45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務との関連が強まるとしています。

近年、大きな問題となっているのが、過労自殺です。[過重な労働負担により](#)、うつ病等の精神障害を発病していることや、発症前6ヶ月間に精神障害を引き起こす恐れのある強い心理的負担が業務上において認められる場合、ぎょうむ業務上であると判断されます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▷ キーワード検索はこちら

▷ サイトマップ ▷ このサイトについて ▷ 個人情報保護の取組みについて

▷ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
[ワーカーズ・ライブラリー]

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.